

五〇〇匁を特配する

二 報奨物資は早期供出分と総供出分とに区分した左の基準より

特配する

(1) 早期供出分

区 分	煙 草	酒
麦 (七月末日)	一俵当り 十二本	一俵当り 五合
馬鈴薯 (七月二十日)	一〇〇貫当り 十七本	一〇〇貫当り 七合

(2) 総供出分

区 分	煙 草	酒
麦 一俵当り	六本	一合八勺
馬鈴薯一〇〇貫当り	八本	二合五勺

但し酒煙草に付ては総量に制限があるので他の物資を以て代替することがある

(3) 塩

供出割当を完遂した農家に対し供出数量一米石当り二匁を特配する

(4) 地下足袋、銘仙

部落割当が完遂せられた場合当該部落の供出総量により農林

省の定むる基準に従つて供出完了農家に対し特配する

(5) 政府の報奨金及び報奨物資の外県に於て供出軽減量分に対する供出に対しては左の基準に依つて一斗(米石)当り二点を特配する

品 目	点 数	品 目	点 数	品 目	点 数
紺織物	二〇	チューブ	一五	夏襦袢	一〇
地下足袋	一〇	石 鹼	三	肌 着	五
布	一〇	風 呂 敷	五	大人ブラウス	五
作業衣	二〇	靴 下	三	ジャンパースカウト	五
軍 手	三	学童下着	一〇	ジャムバー	五
手 拭	三	開襟シャツ	一〇	襪 寸	一
膏 薬		煙 草	一〇本一		

第二 緊迫化せる食糧事情に鑑み農家の隣人愛に邁進(マヤ)自家保有麦、

馬鈴薯等の醸出救援運動を左の方法により展開する

一 本運動は県下都市及農村の各種団体市町村一体となつて展開するものとする 尚本運動の細目は別に定める

二 醸出食糧(政府の超過買入とし)はその半量を其地区(市及に地方事務所単位)の要配給者の計画遅配分補填に充当する□

□県に於て配給操作をなすものとする

三 本醸出分に対しては政府で交付する報奨物資並に報奨金の外
 県に於て左の基準により繊維品、日用品其の他の水産加工品の
 一部を一斗(米石)当り五点として特配する

品目	点数	品目	点数	品目	点数
紺織物	二〇	作業衣	二〇	チューブ	一五
地下足袋	一〇	軍手	三	石ケン	三
布靴	一〇	手拭	二	風呂敷	五

靴下	三	肌着	五	燐寸	一
学童下着	一〇	大人ブラウス	五	膏薬	四枚一
開襟シャツ	一〇	ジャムバースカート	五	煙草	一〇本一
夏襦袢	一〇	ジャムバ	五		

四 醸出救援食糧を受ける都市は其の醸出農村に対し感謝の意を
 表する為県の指示により一定の金品を其の農村の生産振興施設
 に寄附することとする

第三 当面危局をのりきるため未利用資源を活用する

- 一 現在未利用資源として次の三種類を利用することとする
 - 1 海藻澱粉粕 一〇〇、〇〇〇貫
 - 2 乾燥澱粉粕 一〇、〇〇〇貫

- 3 藪(外麦) 三〇疋
- 二 未利用資源製品
 - 1 海藻海宝麵 三〇〇、〇〇〇貫(一〇〇匁一合として
米三、〇〇〇石)

- 2 海藻澱粉粕パン 四五匁(二食) 一五三四、五〇〇ケ
(米一、二七九石)
- 3 藪(外麦) パン及びび餅
 - (イ) パン藪を微粉化して二〇%混入(六〇疋)
 - 四五匁(一食) 四八〇、五〇〇ケ(米四〇八石)
 - (ロ) 餅同じく微粉化して六〇%混入(三〇疋)
 - 六〇〇匁(米一升) 二〇、〇〇〇枚(米二〇〇石)

三 未利用資源製品完成見込

- 1 海宝麵 (七月―十月)
- 2 乾燥澱粉粕パン (八月―十月)
- 3 藪パン (八月―十月)
- 4 藪餅 (九月―十月)

第四 南瓜の大量移入を図ること(八十五万貫米換算四、二五〇石)

肥料とのリンク制を活用し県内産五十五万貫県外産三十万貫の南
 瓜の入荷を計り大都市重点に配給せんとする

第五 蔬菜の緊急増産対策及出荷促進対策

一 蔬菜の増産出荷対策として八月より十月まで出荷出来る主なる蔬菜に対して硫安を基肥或は追肥として肥料を先渡し其の増産分は既定出荷計画に追加して増加出荷するものとする

増産分に対する先渡し肥料の基準は左の通りとする

- 大根 六〇貫に対し 硫安一貫
- 茄子 三〇貫
- 胡瓜 三〇貫
- 菜類 六〇貫

二 蔬菜の出荷意欲を促進する為硫安六〇噸を消費地に保管(三市の青果会社及農業会中支部倉庫)して置き蔬菜を三市に出荷した者に報奨用として特配する

七月の肥料のリンク率左の通りとする

品目	硫安一貫ニ対スル	品目	硫安一貫ニ対スル
大根	五〇〇貫	かんらい	二〇貫
かぶ	四〇〇貫	ねぎ	二〇〇貫
人参	二〇〇貫	玉ねぎ	四〇〇貫
菜類	四〇〇貫	茄子	五〇〇貫
牛蒡	一〇〇貫	とまと	三〇〇貫

第六 空閑地利用対策

本年春以来都市空閑地を極力利用し食糧の一部補給と蔬菜の確保を図る為指導をして来たが尚更に左記に依つて都市空閑地を活用し之れに必要な種子を七月中に有償配付するものとする

胡瓜	五〇〇貫	菜豆	二〇〇貫
南瓜	五〇〇貫		

一 雑穀

市別	粟	蕎麥	麥	備考
横浜市	一一〇町	四〇町	空地五〇〇町歩中	
横須賀市	一〇町	三町	〃 四〇町歩中	
川崎市	四〇町	一〇町	〃 一五〇町歩中	
計	一六〇町	五三町	〃 六九〇町歩中	

二 蔬菜

市別	豆	秋胡瓜	人参	備考
横浜市	五町	三〇町	一五町	
横須賀市	〇・二町	二町	〇・八町	
川崎市	〇・五町	七町	二・五町	
計	五・七町	三九町	一八・三町	

第七 雑炊食堂の拡充

主要食糧を一段と圧縮未利用資源を利用し貧窮者多子家族等本施設を利用せしむること

救援食糧輸出運動による支部別期待数量(米石単位)

支部名	輸出期待数量
横浜	四、五〇〇
川崎	一、三〇〇
三横	一、〇〇〇
高鎌	四、五〇〇
中	四、〇〇〇
足柄上	一、四〇〇
足柄下	一、一〇〇
愛甲	一、四〇〇
津久井	九〇〇
計	(44) 〇〇〇、〇11

(牧野村役場「主要食糧ニ関スル綴」(昭和二十一年) 藤野町役場蔵)

二九 神奈川県食糧調整委員会公協議会決議文

決議文

本協議会は本日茲に大会を開催し次の諸事項を政府並に県に要望し速にこれが実現を期する。

- 一 食糧一割増産運動並に本年度主要食糧供出割当に付いて
 - 1 農業生産資材を適期に配給すること
 - 2 増産分については次年度供出算定基礎としないこと
 - 3 土地改良事業を急速且つ積極的に実施すること
 - 4 農業技術機構を急速に整備拡充すること
 - 5 供出報償物資は供出と同時に配給すること
 - 6 主要食糧の価格を早急に決定すること
- 二 農産物価格について
 - 1 一般物価及び農産物価格の決定については民主的機関を設け農民代表を参加せしめること
 - 2 農産物価格の決定に当つてはバリエイ制を検討し原則としてスライド制を採用し農業の再生産と農民の文化的な生活水準を保障する価格たること
 - 3 昭和二十二年産米価格を新物価体系の決定に基き是正の上追

第1章 政治改革

五

- 1 食糧調整委員会について

食糧調整委員会の経費は全額国庫負担とすること

報奨物資は農業生産の必需物資たること
報奨物資は原則として無償とし有償の場合の価格は特に低廉たること

経済危機緊急対策実施ニ伴フ経済道義昂揚ニ関スル件
今般金融緊急措置令等一連ノ経済危機緊急対策ノ施行セラル、ニ就テハ其ノ成否ハ一ニ懸テ国民ノ之ニ対スル理解ト協力トニ存スルヲ以テ之ニ関スル教育的施策ハ極メテ緊要ナルニ依リ別紙要領参照ノ上各学校、社会教育諸団体、教宗派、教団関係者ト緊密ナル連絡ヲ

四

- 1 報奨物資は農業生産の必需物資たること
- 2 報奨物資は原則として無償とし有償の場合の価格は特に低廉たること
- 3 報奨物資について
- 4 昭和三十二年度分については延納を認め追徴税及延滞利子は徴せざること
- 5 昭和三十三年度以降については分納を認めること
- 6 供出報償金は所得額の対象にしないこと
- 7 所得並に必要経費の算定基礎は公定価格に依ること
- 8 徴税取扱金融機関として農業協同組合を指定すること

地方事務所長
市区町村長 殿

教育民生部長(印)

三

加支払をなすこと
農業課税について

2 食糧調整委員会書記の経費を増額すること
右決議する

- 1 農業課税の決定については農民代表を中心とする法制化された農業所得査定委員会を設けること

昭和二十三年五月一日

神奈川県食糧調整委員協議会

- 2 基礎控除三万円、家族控除一万円に引上げること

(成瀬村役場「庶務書類」(昭和二十三年)伊勢原市役所蔵)

- 3 農業再生産を阻害せざる課税たることに特に土地使用税に付いては絶対反対のこと

三〇 経済危機緊急対策実施にともなう経済道義昂揚に関する件

- 4 昭和三十二年分については延納を認め追徴税及延滞利子は徴せざること

二十一教第二四二号

昭和二十一年三月七日

トリ之方実効ヲ挙グルヤウ格段ノ御努力相成度此段及依命通牒候也
別紙

經濟道義昂揚並ニ新生活運動展開要領

一 要旨

アラユル機関、団体、組織ヲ広ク且急速ニ動員シ国民一般ニ對シテ今般ノ經濟危機緊急対策ノ新日本建設上ニ於ケル真ノ意義ヲ諒得サセ社会連帯ノ觀念ヲ徹底シ經濟道義ヲ一段ト昂揚シ国民各自ガ深い反省ト自発的ナ熱意ノ下ニ責任ヲ以テ新事態ニ即スル新生活様式ヲ樹立実行スル様ナ国民運動ヲ展開サセ社会風潮ノ一新ヲ図ラントスルモノデアル

二 指導要領

(一) 今度ノ經濟危機緊急対策諸法令ニ含まレタ真精神ヲ徹底のニ
分り易ク解説スルコト

(二) 今度ノ措置ハ敗戦後一部ノ国民ガ各々自分ノミノ利益ニ趨ツテ物価ヲ釣り上げ其ノ為ニ生産者側モ消費者側モ共ニ益々窮迫ノ一途ヲ辿リツ、アリ、斯クテハ新シイ日本ノ再建ガ不可能トナラウトシテキル現状ニ於テ此ノ状態ヲ救フ最後ノ手段トシテ取ラレタモノデアリ、若シ国民ガ之ニ協力シナケレバ其ノ結果ハ恐ルベキ国家ノ混乱状態ヲ齎シ我が国ノ滅亡ヲモ招ク結果ト

ナラストモ限ラナイ事ヲ充分諒解反省サセルコト

(三) 今度ノ措置ニ伴ツテ国民ノ間ニ社会連帯ノ觀念ヲ充分ニ徹底シ公共ノ福利ヲ顧ミズ利己的ナ行動ヲナスコトガ、真ノ意味ニ於テ自己ヲ利シ得ザルコトヲ解セシメ、全体ノ利益ト国民個々ノ利益トガ不可離ノ関係ニアリ、国民各個ノ生活ヲヨクスルコトガ即チ国家社会ヲヨクスル道デアリ、国家社会ノ為ヲ計ルコトガ自己ノ真ノ幸福ヲ増進スル所以ナル趣旨ヲ徹底セシムルト共ニ天ヲ畏レ独リヲ慎シム敬虔ナル信念ヲ抱カセ相携ヘテ新日本ノ建設ニ進マントスル根本的ナ自覚ヲ起サセル機会トスル様指導スルコト

(四) 此ノ措置ニ即応スベキ国民ノ生活態度トシテハ消費、生産ノ両面カラ真面目ニ計画的ニ之ニ協力スル様ナ生活指導ヲ行フコト、即チ

(イ) 消費者ノ立場ニ於テハ限ラレタ生活費ノ中デ入ルヲ計ツテ出ツルヲ制スル予算生活ノ設計ヲ立テ不要ナ浪費ヲ慎シシ健康
実テ科学的文化的ナ生活ヲ送ル様ニ研究実行サセルコト

(ロ) 一方、生産者ノ立場ニ於テ国民各自ガ自分ノ天分ニ合ツタ職業ヲ求め、各々其ノ職域ニ於テ献身的ニ働クコトニ依ツテ国家ノ生産ヲ上げ新日本ノ再建ニ貢献スル様研究実行サセル

コト

特ニ農村ニ於テハ供米ト言フコトガ新日本建設ニ奉仕スル自
己ノ神聖ナ使命デアルコトヲ覺ラセルコト

- (五) 右ノ方針ニ則リ新生活様式ヲ樹立シ隣リ同志ガ仲良ク相携ヘ
テ励ミ助ケ、自分ノ市町村、町内、部落ヲ充実繁栄サセ又、自
分ノ属スル職域団体ノ活動ヲ活発ニシ融和提携シ以テ国ヲ救ヒ
日本ヲ建テ直ス氣持ニ一致結束スル様ナ国民運動ノ展開ニ迄盛
リ上ゲテユクコト

三 指導方法

- (一) 学校教職員ヲ広く動員シ、学生、生徒、児童ノ指導ニ当ラシ
メルト共ニ一般社会教育トシテ適宜各種ノ講演会、講座、座談会
等ヲ開催シテ趣旨ノ徹底ヲ図ルコト
- (二) 学識者、徳望家殊ニ宗教家、宗教団体ノ奮起ヲ促シ其ノ協力
ニ依ツテ趣旨ヲ徹底スルコト
- (三) 各種社会教育団体、言論報道機関ノ協力ヲ求メルコト
- (四) 青年団、婦人会等ヲ活用シ、特ニ純真ナ青年層ヲ此ノ運動ノ
中心トスルコト
- (五) 公民教育講座、母親学級、勤労学級等ノ社会教育講座ニ於テ
趣旨徹底ヲ図ルコト

(六) 部落会、町内会、隣組等ノ當会ヲ利用スルコト

(七) 指導的地位ニアル者ノ特ニ率先躬行ヲ求メルコト

(八) 街頭、交通機関、各種集會等ニ於ケル日常ノ談話ニ於テ經濟
危機ノ克服ニ関スル真面目ナ話ガ交サレル様ニ指導スルコト

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十一年)箱根町役場蔵)

三二 經濟緊急対策抄

二二・六・一一

經濟緊急対策抄

供出制度改正、横流れ絶滅

第一 国民生活、特に国民の勤勞の基礎である食糧を確保すること
がすべての根本であるから、これ以上の遅配をくいとめ、横流れ
を絶滅させるためにあらゆる努力をつくす

物資の流通秩序を確立

第二 食糧の確保、物資の安定その他すべての經濟安定施策のなか
めである物資の流通秩序を確立する

賃銀の停止統制行わず

第三 これまでの經濟の推移の結果、現行公定価格がまじめな産業
企業活動を著しく妨げている現状にあるので、この際賃銀、物
価を全面的に改訂してその維持安定をはかる

財政金融の健全主義堅持

第四 通貨面からのインフレーション促進の要因を除去するために財政金融の健全化をはかる

一 財政は国民経済全般の円滑な運行をはからい再建にもつとも効果のあるように運用することを主眼とし、健全財政主義を堅持する

二 歳出の節約繰延をはかるために実行予算を編成する

三 やむをえない歳出の増加は極力現行税制の適切な運用によつて補填するが、事情によつては増税を考慮する

四 徴税機関の拡充や税源捕捉方法の改善を行い、インフレーションやヤミによる不当な利得に対する課税を強化する

五 事業特別会計については、独立採算制の本旨を徹底する

六 予算実行上の監査を励行する

七 融資統制を継続強化し、赤字金融は厳にこれを抑制する但し重要産業に必要な資金はこれを確保する

八 通貨発行審議会の機能を活用し、国庫収支と産業資金の適時調整を実施して通貨発行量の合理的規正に資する

九 貯蓄増強運動を引き続き強力に展開する

重点生産継続、経営の健全化

第五 経済回復の根本は生産の増強と生産能力の向上である政府は

重点生産の継続と企業経営の健全化の中心としてその実現をはかる

能率賃金制の拡大に努力

第六 勤労者の自覚による勤労能力の向上こそ生産増強の原動力であるから、政府は乏しい国力をさいても、勤労者の生活と雇傭の確保に必要な手段をとる

国内消費を締め輸出を振興

第七 食糧や再建のため必要な基礎資材の輸入をまかない、ひいては東洋諸国の復興に出来るだけ寄与するために、国内消費の一時の圧縮を忍んで輸出の振興に力を注ぐ

不成功な基本産業は管理^[注]

(平塚市立第二青年学校(往復文書綴)(昭和二十二年平塚市教育研究所蔵)
平塚市第二実務女学校)

[注] 以下欠。

三三 物価引下運動実施に関する件通達

二十二地収第四九三号

昭和二十二年六月十四日

総務部長

各地方事務所長
区市 長殿

物価引下運動の実施について

最近全国各地に物価引下運動の機運が澎湃として起りつゝあるとき、これを育成助長し、救国貯蓄運動と表裏一体的関係においてまた貯蓄運動の一環として、その健全な発展を図ることが極めて緊要と認められるが、本運動の性質より見て各部及び職員組合等の協力のもとに、総合的、多面的に運用されなければ、所期の目的は達成し得ないと考えられるので、概ね左記の要領によつて相互の緊密な連絡のもとに、本運動を強力に展開したい。

なお貴部（組合、委員会）の指導運営方針等の意見を、六月二十日迄に提出されたい。

記

- 一 物価引下を目的とし商業者、生産者、消費者を含む国民運動として展開すること。
- 二 商業者、生産者に関しては、商工会議所、農・水産業会その他の工商業者の団体、消費者に関しては県、県通貨安定推進委員会、職員組合、労働組合をそれぞれ運動の主体とすること。
- 三 各商工会議所は同業者の団体を指導して卸小売業者、百貨店、商店街団体に呼びかけ、一定の物価引下目標を定めその励行を

図るため自主的運動態勢を確立すること。

- 四 商工会議所は同業者の申合せにより物価引下協力店を指定せしめ、指定協力店は取扱商品につき、定められた一定の引下価格を厳に励行せしめ、もしこれに違反する者あるときは、協力店たるの指定を取消すこと。

- 五 商工会議所及び農・水産業会は生産者に呼びかけ、指定協力店以外の店と取引をせぬように措置をするとともに、取引価格についても引下を考慮すること。

- 六 県及び県通貨安定推進委員会は労働組合と相提携し、消費者団体、青年団体、婦人団体、文化団体等によびかけ、指定協力店のみより購入し、その他の者よりの不買同盟を結成せしめること。

- 七 指定協力店の販売価格の決定に当つては、消費者代表の意見を反映せしめるように考慮するとともに、消費者をして常時監視せしめること。

（平塚市立第二青年学校 往復文書綴〔昭和二十二年〕平塚市教育研究所蔵）
平塚市第二実務女学校

三三 統制物資不正売買取締徹底の件通達

中東刑防発号外

第1章 政治改革

四 署名書は婦人代表により三月八日午前総理大臣及経済安定本部総裁に提出

五 尚婦人団体のない町村は適当な人に委嘱し一般婦人の署名を願ひ取まとめの上町村役場より中出張所に御届け願ひたい。

物価安定署名運動

趣意書

経済的安定なくして平和日本の再建は望まれません。

然し終戦来インフレの暴騰と闇価格の横行は刻々に国民生活を脅かし続けています。私共家計を預る主婦は日夜家庭経済面に精魂を傾注し数年に亘る物価高騰に血みどろなる喘ぎを続けていることは周知の事実であります。私共神奈川県下各婦人団体に於てはこの苦難を切り拓くべく新生活運動に邁進し特に闇撲滅と生活改善の両面より必死の努力を重ねて来しました。

然るに政府はこゝに又々高物価改訂を行はうとしております。もしそんなことになりましたと私共の努力は水泡に帰し家庭経済は破滅し国民生活は全く危機に晒されてしまいます。

この度の物価改訂に当り「せめて生活必需品の値上げは絶対に喰ひ止めたい」という私共主婦としての切実な叫びをこゝに署名運動により表明し当局に嘆願致す次第であります。

昭和二十四年三月二日 神奈川県中郡成瀬村婦人会
婦人団体名

氏名	印	氏名	印	氏名	印

(成瀬村役場「庶務書類」(昭和二十三年)伊勢原市役所蔵)

三五 物価監視委員任期延長の件通達

二四商第九三三八号

昭和二十四年十二月十九日

神奈川県知事内山岩太郎(印)

比々多村

近藤信綱殿

物価監視委員の委嘱について

貴下の物価監視委員としての任期は来る十二月二十日を以て満了となるのであるが現在は統制経済より自由経済への移行転換期に直面しており且又年末年始に際して一段と物価安定運動を活発に推進する必要も愈々増大しており、他方生活必需物資の配給、価格、量目等の維持励行に対する取締運動も強化されておるのでその実効を期するためにも本年度は各地区共物価監視委員の改選を行はないで引

続き、更に一ケ年間任期を延長すること致し再度貴殿を第二十七区物価監視委員に委嘱することとなつたから本制度の円滑な運営とその有終の成果を挙げるよう重ねて御協力を御願いたし。なお再選なので改めて辞令を用いないので併せて御高承を願ひたい。

(比々多村役場「庶務書類」(昭和二十四年)伊勢原市役所蔵)

一三六 連合国総司令部の横浜市等地方財政状況

視察

○総司令部係官の地方財政状況視察

神奈川県はシャウブ税制使節団の財政視察上のモデル県となつている関係上、その予備調査のため、五月十九日総司令部経済科学局歳入課アラン氏は横浜市役所を訪れ、市財政上の難点、歳入歳出の詳細、国庫並に県補助、支出金の現況、地方配付税、並に徴税制度につき三時間にわたり質疑応答を行つた。越えて二十日及二十三日には同市中区役所に赴き終日同所の徴税(地方税)事務につき研究すると共に窓口事務の実情を視察した。右視察には神奈川県軍政部の要請により当事務局係官が同行したが、視察の主眼点は歳入、殊に地方税の徴取方法、徴税強行手

段、欠損処分方法等であつたが、同氏はニューヨーク市財政事務に二十五年の経験を有する専門家であるためその着眼も核心をつき、又日本側係官も之に啓発される所が大であつた。同氏は今回の視察の結果得た資料をシャウブ使節団に提供する任務を有しており来月も引きつゞき来県、県庁はじめ代表的市町村財政を視察する予定である。なお神奈川県軍政部の要求により同軍政部に提出しておいた県及び県下各市町村の財政報告(執務報告第三十六号参照)^[注]は同氏が総司令部に持ち帰り直接資料の一部として利用している模様である。

(横浜終戦連絡事務局「Y.L.C.O執務報告第四十号」(昭和二十四年 神奈川県庁蔵)

[注] 執務報告第三十六号省略。

一三七 座間 相模原町地域の進駐軍の不法事件

処理経過(一—二)

(一)

○座間、相模原方面の進駐軍不法事件取締方

(イ) 神奈川県相模原町に於ける進駐軍兵士の邦人に対する不法事件頻発に關し、同町当局から神奈川県知事宛て町長、公安委員長其他諸団員百五名連署の陳情書を提出したので右八軍当局

へ申入れ方同知事から当事務局に要請があつた。

(四) 陳情書の要旨は終戦直後同地方に進駐した部隊は規律厳正で且これが果して歴戦の將兵かと疑うばかり仁愛の精神に充ちたものであつたが、其後來駐の部隊は多く黒人で日夜強窃盜、暴行、傷害等の事件が絶えず其為に過去約八ヶ月町民は日没後は門戸を鎖じ夜間の外出は不可能なるに至つたと云うに在つて、本年一月初頭以來三月十五日までの同町に於ける不法事件統計として四十八件(此内正式届出事件三件)の要領を表として添付したものである。

(イ) 然るに県下に於ける進駐軍関係事件の最も頻繁なのは座間地方であつて、前記期間内に於ける事件として座間附近の各警察から当事務局へ報告のあつた全事件数は六十一件、地区別内訳座間五六、海老名三、相模原及厚木各一件と云う実情なので、本件は相模原のみならず座間其他近隣町村一帯の問題として八軍憲兵司令官に申入れ其注意を喚起した。

(ロ) 右に続き座間郵便局集配人に対する兵士の暴行事件数件に付て東京郵政局長からも同様申入方要請に接したので同じく当事務局覚書として八軍に申入れを行つた。

(ハ) 四月十日八軍憲兵司令部から鈴木局長に対し同方面の事態に

付ては八軍司令官からも厳命があつたので三月末MPの増強等

により取締を強化したから其後の事態に関する日本側現地報告を徴せられたい旨口頭申出があつたので座間及相模原両警察当局に移牒の上査報を求めた処、三月二十五日からMP等五十三名による一日二十四時間制三交替式の徒歩及チープ巡邏が実施せられ、且駐屯部隊及憲兵司令官以下將校の監督巡視も頻繁に行われるに至つた為、爾來事態著しく改善せられ、医師、郵便電信の夜間サービスも四月初旬から再開せられ、相模原警察も臨時派出所増設、通訳の増員等により米側との連絡を密にした結果少数乍ら夜間開店營業する者も出て又夜間外出者も多少は見られるに至つた趣である。右の事態は当方に対する警察報告にも如実に反映せられ即之等地区に於ける一月乃至三月三十一日の不法事件計七一件中特別警戒実施の三月二十五日以後の事件は僅に二件に止つて居るので、八軍に対し報告旁々新措置に對し謝意を表して置いた。

(ニ) 八軍司令部は四月二十九日附を以て本件に付ては直に適當取締措置を講じた結果事態改善せる旨並に取締は今後共繼續して住民の不安除去に努むべき旨を当事務局宛及東京郵政局長宛公信として夫々回答越したので神奈川県知事及郵政局長に之を転

達した。

(二)

○座間方面進駐軍の不法事件

本問題に付ての当方申入れ及之に對する八軍当局の取締措置に付ては前月号報記載の通りであるが、其後五月一日附座間警察報告として神奈川県知事から当事務局宛通知せられたところによれば三月末の取締強化以来同地方に發生した事件は強奪二件暴行一件を数えるのみで、加之従来頻發した不祥事件の主なる責任部隊たる第七六及第九三三高射砲部隊は四月末他に移駐を命ぜられたので町民も約十ヶ月振りで平常に復したとのことである。

(横浜終戦連絡事務局「Y.L.C.O執務報告第五八・五九号」(昭和二十五年)神奈川県庁蔵)

[注] 資料(一)が五八号 資料(二)が五九号より抜粋。

三六 講和後横浜市の接収地処理に関する要望書

(表紙)

講和後における接収地
政府への要望書
の処理問題に関する

横浜市復興建設会議

講和後における接収地の
処理問題に関する 政府への要望書

横浜市は昨年十月多数市民の賛成投票を以て国際港都建設法を制定し、以来この法律を根幹として近代的国際港都百年の大計を樹立する機会を得、直ちに必要にして有効な年度計画を樹て現にその一部は二十六年度の予算に具体化し、歩一步将来の大計を固めんとしているのであるが、今回の講和条約の締結を機として港都々市計画遂行上致命的な關係を有し且又百万市民が戦後六ヶ年その地域における経済活動を閉塞され、常に苦難の中に待望して止まなかつた市街地広域に亘る接収解除の問題が將に一挙に解決されんとする唯一絶對の時期に際会しているので、茲に事情を具し政府關係当局の特別の御考慮と御明察を賜わり国家全体の立場より最善の解決を見ることのできるよう懇請する次第である。

第一 土地、建物、港湾施設接収の現況

(一) 市街地の接収状況

横浜市内の全接収面積は約二百十余万坪に及び、特に市の中核地帯である中区ビジネスセンターは、その約七四パーセントに相当する広大な土地を占有されているのである。この使用状況を大別すれば次の通りである。

接 収 地	接収面積(坪)
中区本牧山手根岸方面	六九一、〇七〇
中区関内関外並びに西区臨港地帯方面	三三三、一二〇
神奈川、鶴見地区子安生麦方面	五三九、九三〇

しかして現に接収を受けている市街地の内、中区内のいわゆる関内関外地区は横浜港湾の中心部に直結する背後の心臓的要地であつて、かつては名実共に本市の貿易産業経済活動の中枢地帯であつたのである。一方神奈川子安生麦方面は、かつて本市が多額の経費を投じて造成した地域を含む臨港工業地帯として、これ又経済復興上極めて重要な地域である。更に本牧山手根岸方面は、気候温暖な点において、又空気の清浄にして眺望絶佳な点において、最好適住宅地として京浜間一般都人に広く知られている地帯である。

(二) 港湾施設の接収状況

港湾の接収状況はこれ又添付の図面^[注]に示す如く極端を極め、かつて日本の国際貿易に重要な役割を果し又現にその必要にせまられているにも拘わらず、現在民間貿易に解放されている公共施設、港域は僅かに全体の一割に過ぎない現状である。

(三) 公私建物の接収状況

現在接収建物の現況は、実に総坪数約二十万坪に及び何れも以前横浜市の経済的、文化的、教育的発展力の根源として重要な使命を果していたものがその大部分である。

第二 接収のため受けつゝある横浜市の経済的損失

元来横浜市はその都市の立地条件よりして終戦直後進駐軍の重要拠点として利用されることは当然のことであり、これがためにはむしろ市民も心よりこれを歓迎し進んで軍に協力し来つたのであるが、その間進駐軍におかれても県市政に対して尠からざる利便と御支援を与えられ、市民生活の上にも直接間接多くの福祉を供与され、この点百万市民齊しく感謝している次第である。しかしながら一方こうした広域の接収が相当長期に亘つている関係上諸般の経済事情がようやく落ちつきを示し、本格的な復興の段階に進みつゝあるに拘わらず横浜市の経済活動が大きく抑制されていることは事実であつて、これがため蒙りつゝある損失は今日までまことに凶り知れざるものがあるのである。

茲に幾多の具体的資料を提示して事情を証明する前に、特に顕著な実情を概説すれば、前述のように進駐軍が接収している関内関外の地域は、横浜市の経済中枢部であつて、以前は横浜の経済活動を支持する金融機関や各商社の本支店の所在地域であり、多く

の外国商社貿易関係業者の店舗が集中され、又観光客向きの一流店舗街が形成され、港湾の中心部に近接する唯一の心臓部の地域である。従来こうした地域に活動していた多くの市民は、殆ど追われて他に転じ、或は再起の機会を失い、逐次脱落し、又現在かろうじて取引上頗る条件の悪い都辺地に店舗を構え、僅かにその片影を維持している等、全く惨たんたる状況を呈しているのである。最近横浜港の貿易取引上の悪条件に堪え得ず多年市内に活動の経歴を残していた有力業者が、相次いで東京方面にその活動本拠を移転しつゝある事例に徴するも、本問題の解決が真に横浜市の経済復興の根本に通ずる基本的重要な問題であることを示唆するものといふべきである。更に港湾の状況を見るに、前述の如く全施設の約九割を軍の管理に供されているので、民間貿易は極度に抑制せられ、輸出入貨物の取扱についても沖取沖積荷役の増加、荒天時等による荷揚能率の減退、滞船日数の増嵩等により、自然港湾諸掛りの昂騰を招来し、立地条件上横浜港の利用を最も経済的とする輸出入貨物すら、漸次他港に移動する傾向を生じ、將に横浜港の危機的状況を露呈している現状である。かくして貿易を中軸として回転する横浜市の経済力は漸次衰退し、これが影響は県市税収入にも如実に現われ、この接収による直接的な県市税減

収額は年間実に約拾億円に達する状況にあるのである。

第三 接収地と横浜市の復興問題

元来接収された土地、建物、港湾等は連合国が日本に対する占領政策遂行の途上、戦争活動の延長的形体において緊急的に出先機関の現地調達的方式で、あくまでも一時的の必要性からこれを接収したものである。従つて将来の横浜市の総合的都市計画体型的観点^{マダコ}に立つ必要な考慮の暇なく、随所に進駐軍の急速な利用計画が具体化され来つたので横浜の都市構成は全く分裂混乱の状態を呈しているのである。横浜市は終戦後今日までその復興に最大の関連を持つ接収地の解除を希求し、全市的な復興計画実現の緒につく日の、一日もすみやかに来たらんことを待望しつゝあつた次第であるが、幸い来月四日桑港において対日講和条約が締結され、名実共に主権の独立を見る段階を迎え、前地域施設の解除問題につき恒久的な観点に立つて再検討される機会が到来しているように思考されるので、政府御当局におかれては是非とも、横浜市の経済発展と都市計画の基盤確立のため特段の考慮を尽されんことを懇請する次第である。

第四 駐兵協定に基く軍用地設定問題

横浜市は接収地の問題について以上の如き見解を持つているので

あるが、一方新たな日本の安全保障協定に基き、日本防衛の立場より、重要港湾を有する横浜市の客観的諸条件より考察して、或は今後共港湾市街地等の租借的軍利用計画が要求されることあるは止むを得ないことであると信ずるも、この場合従来現地応急の非常措置として接収された形体そのままの姿で、直ちに半ば恒久的な租借地計画に移行することは、横浜市の港都計画の見地からは勿論、市民の経済的生命線維持の立場よりも到底忍び難いところである。よつて政府御当局においても特に此際充分にこの間の事情を御了察願いたいのである。

尤も新たな駐兵協定に基き、軍の租借地の設定については、アメリカ政府の要請に基き日本政府の責任においてこれを決定するものであるが、われわれが敢て云わんとするところは単に神奈川県、横浜市のみの一方的犠牲において、この問題を安易に解決することなく、県市のためにも、又国土防衛の見地よりも、はた又国家再建の立場よりも、日本の国民全体の負担において、最善の計画の出現を希望するものであつて、これがためには市域の内外に展開されるべき軍の利用地計画と、横浜市並びに神奈川県都市計画とが完全に両立し得るよう、両者の調整を図らんことを衷心から懇請する次第である。この場合、地元県市が進んで政府に

協力する意志のあることは勿論である。

第五 横浜市復興建設会議

以上の如き状況にあるので、横浜市並びに神奈川県界、財界、業界は挙げて横浜市の現状を憂慮し、講和後の変化に重大関心をもつていたので、今回茲に県市の当面する重大問題解決のため、その中核的機構として、全体の力を一つに結んだ横浜市復興建設会議を設け、あらゆる角度より本問題を検討し、国家的見地に立つて最善の結論を発見し、その実現を強力に推進すると共に、併せて政府の施策に提携協力し以て県市百年の誤らざる大計を確立せんと企図している次第である。

希くば政府におかれても事情篤と御明察の上、本問題の解決に最善を尽されんことを庶希して止まない次第である。

昭和二十六年八月 日

横浜市復興建設会議	神奈川県知事	内山岩太郎
	神奈川県会議長	加藤三
	横浜商工会議所会頭	平沼亮三
	横浜市会議長	嶋村力
	復興建設会議事務総長	事務取扱横浜市助役
	横 浜 市 長	田中省吾
		平沼亮三

(横浜市復興建設会議「講話後における接収地の処理に関する政府への要望書」(昭和二十六年)神奈川県庁蔵)

〔注〕 本巻附録1を参照。

第三節 復興 民主化政策

三九 神奈川県戦災都市復興都市計画事業概要

神奈川県戦災都市復興都市計画事業概要

本県に於ける復興都市計画事業は、横浜、川崎、平塚、小田原の四市に於て施行中であるが経済安定本部の認証を得て公共事業として昭和二十一年度より実施中であり、その計画大要次の通りである。

市名	焼失面積	罹災戸数	事業概要					
			区劃整理区域	区劃整理事業	街路事業	上・下水道事業	その他	
横浜市	六、六〇〇,〇〇〇坪	九六,〇〇〇戸	六、六〇〇,〇〇〇坪	一、〇〇〇,〇二〇,〇〇〇円	二、三三六,〇四〇,〇〇〇円	三、七七一,〇三三,〇〇〇円	二、七三〇,〇五七,〇七〇円	一、八四三,八三九,三三〇円
川崎市	三、三〇〇,〇〇〇	六六,〇〇〇	三、三〇〇,〇〇〇	一〇七,三〇〇,〇〇〇	三、三三三,五〇〇,〇〇〇	七、五九六,二二〇	二、一六〇,一七〇	二、三三三,五三三,〇〇〇
平塚市	九六〇,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一、一五二,〇〇〇	一四八,七四六,九〇六	四、三三三,三〇〇,〇〇〇	五、〇八五,一五〇	九、五七〇,〇〇〇	二、五二一,四九五,〇〇〇
小田原市	一、八二〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	一、八二〇,〇〇〇	三、五三三,五五五	一、三〇七,〇〇〇	二、四三三,〇〇〇	三、二七九,〇〇〇	四、〇一〇,九五五
計	二、二八六,〇〇〇	一、四二七,〇〇〇	二、二〇六,〇〇〇	一、一五七,一五五	二、八六〇,二八五	四、八三三,〇八五	三、六五九,一四〇	二、三三三,〇七四

一 事業実施の目的

戦前の我国の都市は道路の幅員は狭く区劃も不良で交通上、近代交通に適するものゝ極めて少く且つ公園其他公共施設殆んど乏しく又家屋は木造小家屋が密集して衛生上、保安上、憂慮すべき

状態であつたが之が改良は土地所有権及借地権、地上権等が錯雑して之等の整備は甚だ困難であつたが罹災によつて改良すべき好時期を得たといふ現況である。

先ず第一に都市復興は我国の経済復興の基礎である事であり、商

第1章 政治改革

二 復興都市計画事業の方法

都市の復興計画は特別都市計画法が新たに制定せられ之に基き各

工業の振興は農村の食糧増産と平行して実施されねばならないので都市の復興なくして平和日本の再建は成り立たない。之れが基盤となる都市計画に基き実施計画を急速に行ふ必要がある。

次に都市の交通、防火、衛生、文化等のため必要な道路、広場、公園等の用地を確保すると共に街路劃地を整備するために土地区劃整理事業を主体にして戦災都市復興都市計画事業が初められたのである。尚又我国の家屋は大部分木造のため年々大火災を生じ之れが防火の便も甚だ不良で本事業実施によつて防火区劃を構成せしめ損害を著しく軽減せしめるのが目的の第三である。

第四には住宅敷地の確保が目的である。罹災した敷地に住宅が促進出来ないのは区劃の不整及借地権其の他の關係が甚だ多く区劃整理によつてその敷地が合理的に配分せられ、道路用地、公園用地等の決定が解決せられれば本格的なる家屋の建築も安心して出来且つ仮設的なる住宅にあらずして安定した地盤に立つて経済の復興が出来る為である。

第五には都市の失業者の救済に資せんとするもので機械及技術を要しない労力で実施出来る事が、多大である為である。

三 区劃整理事業を急速に実施する必要性

市の民主的なる委員の審議を経て神奈川県都市計画委員会に於て決定せられる都市計画委員会は知事を会長として内閣総理大臣によつて任命せられたる当該市長、市會議員、県會議員及字職経験者並に県市の吏員より成り、之に於て計画が決定せられる。決定せられたる計画は市、県に於て年度計画を定め、之れが主管の建設院総裁に資料を呈出し、建設院に於て全国の事業を纏めて経済安定本部の認証を得、之によつて定められたる事業量を建設院を通じて県市に通牒せられ、実施に移されるのであるが実情は各県市に於て予定する事業量の四分の程度であつて、之が為の事業は遅々として進まず多大なる迷惑を市民に与へて居る結果となつて居る。本事業の中核である区劃整理事業は区域内の宅地面積の一五%は無償で提供されるが、夫に上は政府が補償し之が換地及補償については民選により区劃整理委員から成る委員会に於て処理せらるゝもので神奈川県に於ては既にその議を経て換地が決定せられたるもの七ヶ処地区に及び面積一、二二一、六〇〇坪に及んで居る。

a 本事業は先ず都市中心部が焼失したため、市民は郊外に居住し中心部への通勤の為に交通が雑踏を極めて居り特に駅附近

は甚だしい。之が為め先づ駅附近及主要交通路線敷地の確保をなし交通の保安増加を計ると共に漸次市内の復興を促進して交通問題を解決せしむる為非常に役立つ。

b 焼失した地区を対象とするので家が今後全部建築せられた時よりも費用がずつと低廉であり之が為め早々実施すればする程低廉であり時期が遅れる程高価であり実施困難となる。

c 区劃整理を施行した地区は本建築も許可されることになり仮建築でないので市民は安住した住宅を建て得るし又商業も確固たる地盤を得て経済安定上根強い力となる。

d 現在区劃整理地区は一時建築の禁止が行はれたる処で現在建築せられたる建物は焼失前より一層無秩序なる仮建築であり之を放置する時は保安、衛生、交通上甚だ面白くない現象を呈し且つ区劃整理の完了を待つて本建築をなさんとして居る善良なる市民に建築敷地の提供が出来ず不公平なる結果を来す。之が為正常なる土地建物に対する投資等が円満に行はれず経済安定上阻害を来す虞がある。

四 本県に於ける事業概要

復興事業は県市の財政難及国家的なる災害の為め国の補助費を主体とし区劃整理事業八〇%を最高とし三三%以上の国庫の補助を

得残額を地方公共団体の負担として実施して居るが経済安定本部で認証せられたる事業費以上は起債も不可能であり単独地方費負担も困難であり特に国の認証額を期待しなければ実施出来ない現状である。

横浜市、川崎市は日本の玄関であり貿易並に工業の中心地である。之が為めには両市の都市計画事業は之を目的として計画せられ着々実施中であるが毎年度民主的なる市会に於て多額の予算を計上するもその事業量は誠に少なく査定せられ此の程度に進めるならば今後三十年を要する事となり之が増額は緊急を要するものと考へられる。

平塚市は神奈川県中心部に於ける農業の集散地及地方農村文化の中心地であると共に漁港を有し水産物の重要地点であり、その工業地及住宅地としての発展も期すべき所あり。市街の大部分焼失した為め市民は本格的なる都市復興を希望して居るが之又算僅少で此の儘移推すれば一般市街地再建は不可能なる状況に立至るのみならず、又区劃整理区内に別途公共事業として漁港を築造中であり、之が漁港を急速に完成する為めには本事業は之より先行して実施せざるを得ないのであり本事業の縮小によつては漁港も実施不可能に立入る現況である。

小田原市は面積も少なく事業も少量であるので二十三年度内に完成し全国の戦災都市の内最初に完成すべき現況である。

(神奈川県土木部計画課「復興関係書類」昭和二十二年) 神奈川県庁蔵)

三〇 横須賀市更生対策要項

横須賀市更生対策要項

今や我国ハ「ポツダム宣言」受諾ニ基キ聯合諸國ノ管理方策ニ從ヒ平和國家建設ノ方途ヲ自主的ニ遂行スベク國ヲ挙ゲテ政治、經濟、思想、文化等各般ニ互リ旧制ハ逐次是正セラレ、所謂民主的理念實現ノ意図ノ下ニ新日本建設ニ銳意經營努力ヲ致サレツ、アリ

飜ツテ本市ハ横須賀軍港ノ所在地トシテ軍活動専ラ行ハレ民生又軍ニ直接間接ニ依存スルノ実情ニ在リタルハ一般ノ知ル所ニシテ終戦ニ伴フ軍ノ解消ハ立市ノ基盤、民生ノ培養源ヲ一挙ニ剔抉シ本市ノ民生經濟面ニ空前ノ影響ヲ与ヘ本市並ニ本市民ハ一旦ニシテ憂慮スベキ經濟的危局ニ投入セシメラレ寔ニ寒心ニ堪ヘザルモノアリ

茲ニ於テ本市モ亦叙上ノ新日本建設ノ方途ニ準拠シ且ツ政府ノ国土計画ニ包摂セラレツ、他面本市個有ノ地理的優位性其ノ他ノ積極的条件ニ依存シ本市恒久ノ更生根本策ヲ勘考シ以テ立市ノ基底ト為サザルベカラザルニ至レリ

然ル所幸ニシテ本市ハ戦禍ヲ免ガレ全市無疵ノ状態ニ在リ、本市民

タルモノ宜シク自強奮起新事態ニ処スベキハ固ヨリ言フヲ俟タズ、而モ全市域ニハ厖大ナル管テノ軍施設其ノ儘残在シ之等施設中我國産業文化振興並ニ本市更生ノ為転換活用スルヲ適當ト思料セラル、モノ数多存在スル事實ハ本市更生ノ上ニ絶好ノ条件トシテ無限ノ光明ト天来ノ福音ヲ与フルモノニシテ真ニ本市ノ至幸トスル所ナリ以下本市更生委員會ノ議ヲ經本市更生対策及ビ之ガ實現ニ資スベキ残存施設ノ転活用ニ関シ概述セントス

一 工業ノ振興

新日本ニ対シテハ往時ノ軍需工業ハ完全ニ解消セシメラレ又將來軍需転換ノ可能性アル工業等ハ許容セラレザル如ク規定セラレ専ラ平和工業ノ限度ニ於テノミ認メラル、モノ、如シ

此ノ制限ノ下我國民ノ間ニ生活手段ヲ喪失スル者無数ニ及ブトヲ思フトキ農業立國ノ外所謂過剩人口対策上ヨリスルモ新生日本ノ平和的工業振興ハ必須ノコト、謂ハザルベカラズ

然ル所本市ノ東海岸ハ旧海軍工廠、海軍航空技術廠、海軍軍需部、造兵部等巨大ナル工業施設ニ依リ既ニ工業的地区ノ形態ヲ整ヘ居リタルモノニシテ之等地区ノ平和産業ヘノ転換ハ其ノ立地支配因子ニ從ヒ適種ノ撰定ヲ過ラザレバ其ノ期待甚ダ大ナリト謂フベシ即チ旧海軍工廠ハ内外船舶ノ修理又ハ商船等ノ造船造機又ハ木工

業ニ旧軍需部ハ製罐製函工業並ニ食品工業ニ旧造兵部ハ平和的器械工業旧航空技術廠ハ建築用資材工業ニ金沢ノ旧航空技術廠

車輻工業又ハ附近ニ特産ノ粘土ヲ利用スルセメント工業ニ更ニ市東南方ニ一転シテ久里浜ノ旧海軍需部倉庫及防備隊工作学校等ノ施設ハ其ノ港湾地帯ヲ包含シテ漁業基地ニ併セ水産加工工業等ニ何レモ現存施設ヲ更生利用シテ容易ニ平和産業ニ転換シ得ベシ

二 商業ノ振興

平和工業其ノ他ノ更生振興ニ伴ヒ商業ノ勃興又期待スベク旧横須賀軍港ハ天与ノ良港ナルニ加ヘテ数十年來巨額ノ帑帑ヲ投ジテナサレタル完全ナル港湾施設ヲ有シ大船巨舶ト雖モ接岸可能ニシテ之ヲ開放ニ依ル商工港トシテノ活用ハ本市貿易商業ノ振興ニ資スル処大ナルモノアルベシ即チ陸上連絡輸送施設ノ整備充實ニ依リ貿易横浜港ノ外港トシテ將又客船発着港トシテ天然の良港ノ特質ヲ顯著ニ發揮シ得ベシ

三 港湾ノ整備

三浦半島ハ天然の良港ニ恵マレツ、モ從來軍事上ノ制肘ヲ受ケ開放セラレタル港湾ハ僅ニ浦賀、安浦、三崎ノ三少港ヲ數フルノミニシテ海上ヨリノ輸送連絡ハ貧弱ヲ極メ加之何レモ陸上連絡施設ニ欠クル処多クシテ全ク地方の小港ノ域ヲ脱セズ港湾の使命ヲ果

シ能ハズシテ本市産業界ニ寄与スル所乏シカリシハ甚ダ遺憾トスル処ナリ

横須賀港、長浦港、深浦港等ノ旧軍港ハ之ヲ全面的ニ平和的ニ改装スル一面海陸連絡施設ノ完壁ヲ期スルニ於テハ其ノ天然の良港ノ本質ニ加ヘ将来一般使用ニ開放セラル、ノ時商工港トシテ日本の大港湾タルコト万人ノ疑ハザル所タルベキヲ信ズ

久里浜港ハ其ノ修築ヲ急ギツ、アリシモ工事半途ニシテ終戦ニ遭遇シタルモノニシテ陸上連絡施設ハ既ニ成リ鉄道ハ省線、社線ノ二線ヲ有シ道路ニ於テハ国道、県道ノ整備ヲ終ル等間然スル所ナク之ヲ附近旧軍施設ト共ニ漁港トシテ改修スルニ於テハ太平洋漁業ノ一大根拠地トシテ日本水産界ニ寄与スル所甚大ニシテ以テ国民食糧問題ノ解決ニ多大ナル貢獻ヲ為スベク国家的役割ヲ果スベキヤ必セリ

要約スルニ久里浜港ヲ除ク各港ハ其ノ海陸連絡施設ヲ整備シ横須賀港ノ商工港、深浦、長浦、浦賀港ノ工業港、久里浜並ニ太田和港ノ漁港等各港ニハ夫々本来ノ目的ニ則シタル諸々ノ平和産業ヲ附設シ自然地理的条件ヲ活用シテ半島ニ位置スル特色アル港湾都市トシテ更生シ平和的産業ノ国家目的ニ副ハントスルモノナリ

四 観光施設ノ整備拡充

五 学園ノ建設

三浦半島全域ハ風光ノ明眉秀麗ナルニモ拘ラズ隨所ニ軍施設点在シ之ガ機密保持ノ必要上諸般ノ制限ヲ嚴ニセラレタル為其ノ天然ノ風光ハ更ニ世ニ紹介宣伝セラル、機會ニ恵マレズ從而又現在ノ觀光施設ハ皆無ニ等シク將來ノ觀光客誘致方策ニ欠クル所頗ル大ナルモノアリ自然美ニ恵マレ史実ニ豊カナル三浦半島ハ觀光地トシテ好個ノ條件ヲ具備セリ此ノ天恵ヲ利用シ恒久平和ヲ理想トスル日本ヲ世界ノ平和線上ニ描出スルタメ此地ヲ國際觀光要地タラシメ國民外交ノ一端ヲ担ハントスルハ將ニ戰後日本ノ國策ニ副ヒ極メテ有意義ナルコト、思料セラル、所ナリ依ツテ半島循環鐵道及軌道、周遊道路、國際的觀光ホテルノ建設、其ノ他欲興施設、公園施設、案内施設等ノ整備拡充ハ漸ヲ逐ツテ之ヲ具現ノ要アリ觀光ホテル等ノ施設ハ嘗テノ軍施設ヲ転用スルニ於テハ之ガ實現比較的容易ニシテ例之野比所在ノ旧海軍病院、網代灣ニ臨ム旧海軍施設ノ如キハ氣候風光環境設備等他ニ比ナク理想的施設タリ得ベシ尚又陸海軍旧練兵場其ノ他ヲ利用シテ野球、庭球、ゴルフ等ノ運動施設ヲ整ヘ各所ノ丘陵ニ散在スル旧軍用地ヲ撰ビテ公園ニ転換シ或ハ秘島狼島ヲ開放シテ欲興施設トナス等ハ觀光施設計画トシテ当然企図セラルベキモノナリ

青巒翠波ヲ背ニ白砂ヲ踏ミ松籟ヲ友トシテ四圍ノ靜寂ナル環境ニ浸リツ、只管勉學ニ励ミ得ル如キ環境ハ一度此地ニ入ル者ノ等シク認ムル所ニシテ幸ヒ残存セル旧陸海軍諸學校ノ施設中其ノ適スルモノヲ転用シテ帝都ヲ初メ戰災地ノ大學專門學校等ニ充當セバ即時其ノ用ヲナシ之ニ學ブ者ハ全テ寄宿制トシテ其ノ舍内ニ收容スルコトヲ得ベク教育効果ノ万全ヲ期シ得ベシ

即チ馬堀ノ旧陸軍野戰重砲兵學校、久里浜ノ旧海軍通信學校等ハ共ニ広大ナル施設ノ存スルヲ以テ大規模ナル學校又ハ研究所ノ転用ニ適シ其他田浦ノ旧海軍水雷學校、大楠ノ旧機關學校、旧砲術學校或ハ旧機雷研究所等ハ其ノ位置並ニ施設ノ内容規模等ヲ參酌シテ夫々適當ナル學校施設ニ転換セバ畜ニ新日本ノ教育上利スル所大ナルノミナラズ國家財産ヲ活用スルノ効顯著ニシテ機宜最善ノ措置ナルハ敢テ信ジテ疑ハザル所ナリ

六 住宅地帯ノ設定

本市ハ帝都ノ四十軒圈内ニアル衛星都市ノ一ト考フルヲ得時余ニシテ帝都ニ至ル交通至便ノ地点ニ位置スルヲ以テ其ノ冬暖夏涼ノ氣候明眉ノ風光ト共ニ京浜地域ノ住宅地帯トシテハ蓋シ絶好ノ條件ヲ具備セリ就中半島西海岸ハ我國有數ノ住宅地帯ニシテ逗子葉山大楠等別荘地トシテ世ニ宣伝セラル、所以素ヨリ故アリ省線或